

事務連絡  
令和4年8月3日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査について（要請）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

これまで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第15条に基づく積極的疫学調査の一環として、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株PCR検査について（要請）」（令和3年2月5日付け健感発0205第4号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。令和4年2月10日一部改正。以下「通知」という。）及び「B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。令和4年2月2日一部改正。以下「事務連絡」という。）において、重症度等の知見を集積・監視するため、多くの自治体の御協力の下、重症例及び死亡例についてご報告やゲノム解析の実施をいただいているところです。

今般、感染拡大に伴い、小児の感染者数も増加がみられ、当省からの要請で国立感染症研究所が主導し、関係学会（日本小児科学会、日本集中治療医学会、日本救急医学会）と連携して、10歳未満を中心としつつ10歳代を含めた小児の重症例及び死亡例について、法第15条に基づく積極的疫学調査を実施することといたしました。引き続き、通知及び事務連絡に基づく全ての重症例及び死亡例のご報告を御願いするとともに、特に小児の重症例及び死亡例については、過去の事例も含め報告を御願いします。

また、国立感染症研究所が貴自治体に本調査のために連絡をとることがありますが、その際、法第15条に基づく積極的疫学調査ということ踏まえ、可及的速やかにご対応頂くようお願いいたします。必要に応じて、管内の医療機関への周知と協力の要請の御協力を御願いします。なお、本調査は、第15条に基づく積極的疫学調査であり、情報提供に患者本人等の同意は必要ありません。収集された個人情報、当該目的以外には使用せず厳重に管理され、個々の医療機関の状況を公表することや監査や指導等に使用されることは一切ないことを申し添えます。

なお、関係学会（日本小児科学会、日本集中治療医学会、日本救急医学会）にも協力を要請しておりますので、申し添えいたします。